

福祉資金 福祉費⑫ その他一時経費

▶ その他、日常生活上一時的に必要な経費

1. 貸付対象となる資金使途

- ・低所得世帯の日常生活上一時的に必要な特別資金（冬期の暖房用燃料費、修学旅行費用、帰省費用、年金の掛け金等）に要する費用
- ・障害者の自動車に限り、車検、修理、車庫等の維持に必要な経費

2. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
500,000 円	3 年以内	原則なし (必要な場合は6ヶ月以内 送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (連帯保証人がいない 場合は年 1.5%)

3. 申込みに必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の 本籍 が記載された住民票	3ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	世帯で収入のある者全員の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	証明書	・修学旅行費用の場合： 在学証明書(原本)、旅行の内容がわかる資料
	かかる経費のわかる見積書等	
	連帯保証人の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※2)

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。